

河川情報ホットライン活用ガイドライン検討会

国土交通省 水管理・国土保全局
河川環境課 河川保全企画室
平成28年10月21日

ホットライン導入の経緯

◆平成16年の災害: 過去最大の10個の台風が日本に上陸し、各地で浸水被害が発生

＜災害の特徴と課題＞

- これまでの記録を超える降雨量を各地で観測。
 - 自然の外力は施設能力を超える可能性が常にあることを踏まえた備えが必要
- 避難勧告の発令等の遅れ、発令されても避難しない住民が多数。
 - 住民や自治体の災害経験が減少し、危機意識も低下している現代社会においても、
災害時に的確な認識や行動がなされるような仕組みが必要

◆平成17年4月「総合的な豪雨災害対策の推進について(提言)」

(社会資本整備審議会河川分科会豪雨災害対策総合政策委員会)

Ⅲ 具体的施策

3 的確な判断・行動を実現するための防災情報の提供の充実

(1)緊急時の防災情報の送り手情報から受けて情報への転換

③市町村等への支援体制の確立

避難勧告等の発令にあたり緊急時に市町村長が行う状況判断に役立つよう、各種情報についての解説、今後の見通し等を河川管理者等から直接市町村長に助言する仕組みを構築する。

◆平成17年4月 国管理河川において「ホットライン」(河川事務所長から市町村長へ直接、河川の状況を伝達)開始(一般化)

◆平成21年4月 出水期前に情報提供しておくこと、出水時のホットラインによって情報提供することを整理(事務連絡「平常時における関係市町村等との防災情報共有について」)

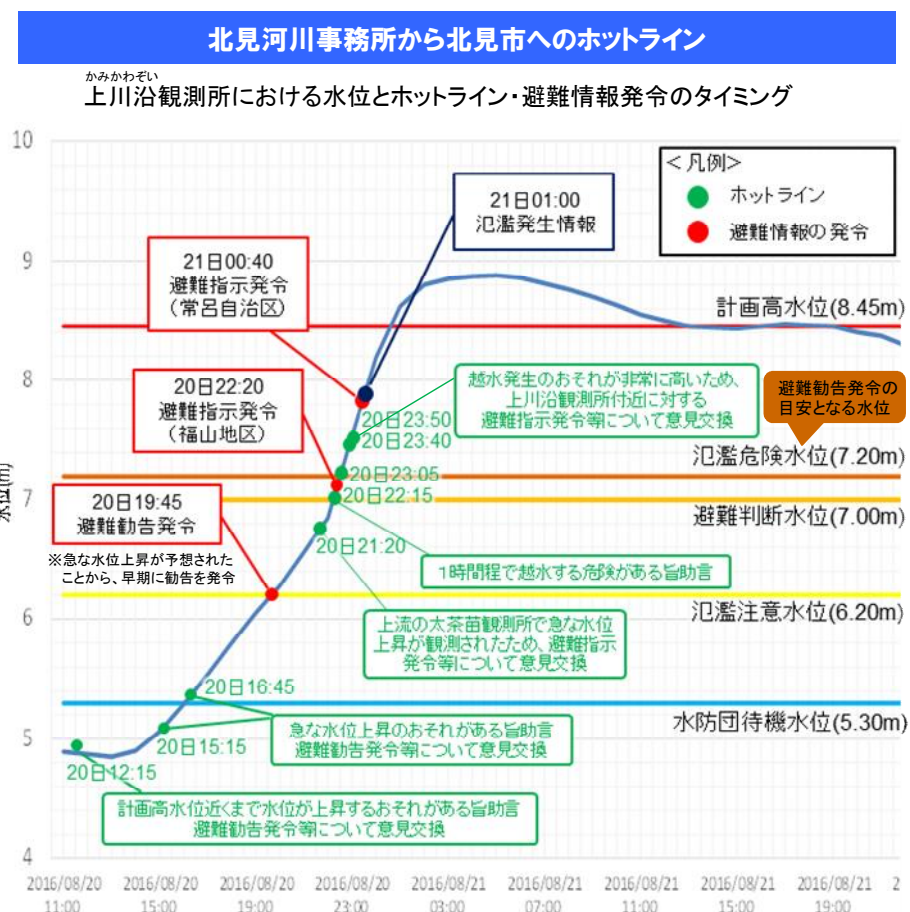
岐阜県では、平成22年の豪雨災害の検証を踏まえて「ホットライン」の運用開始。以後、その他の都道府県にも拡がりつつある。

直轄河川におけるホットラインの事例【常呂川水系常呂川(北見市)】

- 市町、道、国からなる「常呂川減災対策協議会」で検討された減災に関する取組方針に基づき、タイムラインや河川事務所長から自治体首長へのホットラインを実践。
- 台風7号から断続的に降雨が続いており今後の降雨により急激な水位上昇が予想されたことから、ホットラインにより北見河川事務所と密に連携を図りつつ、北見市が対象地域への避難勧告を想定より前倒して発令。北見市が消防とも連携の上、住民への避難の呼びかけを実施。



日時	内容
8月20日 12:15 ホットライン	計画高水位近くまで水位が上昇するおそれがある旨助言 避難勧告発令等について意見交換
8月20日 15:15, 16:45 ホットライン	急な水位上昇のおそれがある旨助言 避難勧告発令等について意見交換
8月20日 19:40	氾濫注意水位 (T.P.+6.20m) を超過 (T.P.+6.21m)
8月20日 19:45	避難勧告発令
8月20日 21:20 ホットライン	上流の太茶苗観測所で急な水位上昇が観測されたため、避難指示発令等について意見交換
8月20日 22:15 ホットライン	1時間程で越水する危険がある旨助言
8月20日 22:20	避難判断水位 (T.P.+7.00m) を超過 (T.P.+7.04m) 避難指示発令 (福山地区)
8月20日 22:40	氾濫危険水位 (T.P.+7.20m) を超過 (T.P.+7.30m)
8月20日 23:40 ホットライン	越水発生のおそれが非常に高いため、上川沿観測所付近に対する避難指示発令等について意見交換
8月21日 0:40	計画高水位 (T.P.+8.45m) を超過 (T.P.+8.51m) 避難指示発令 (常呂地区)
8月21日 1:00	氾濫発生情報
8月21日 4:20	ピーク水位 (T.P.+8.88m)



直轄河川におけるホットラインの事例【十勝川水系札内川(帯広市)】

- 自治体、北海道、国からなる「十勝川減災対策協議会」で検討された減災に関する取組方針に基づき、河川事務所長から自治体首長へのホットラインを実践しました。
- 札内川及び戸蔭別川(北海道管理区間)の堤防が決壊し、帯広市中島町にて浸水被害が発生しましたが、密なホットラインとともに水位上昇についての切迫感のある情報を伝えたことにより、氾濫危険水位到達前に帯広市が対象地域へ避難勧告を発令しました。

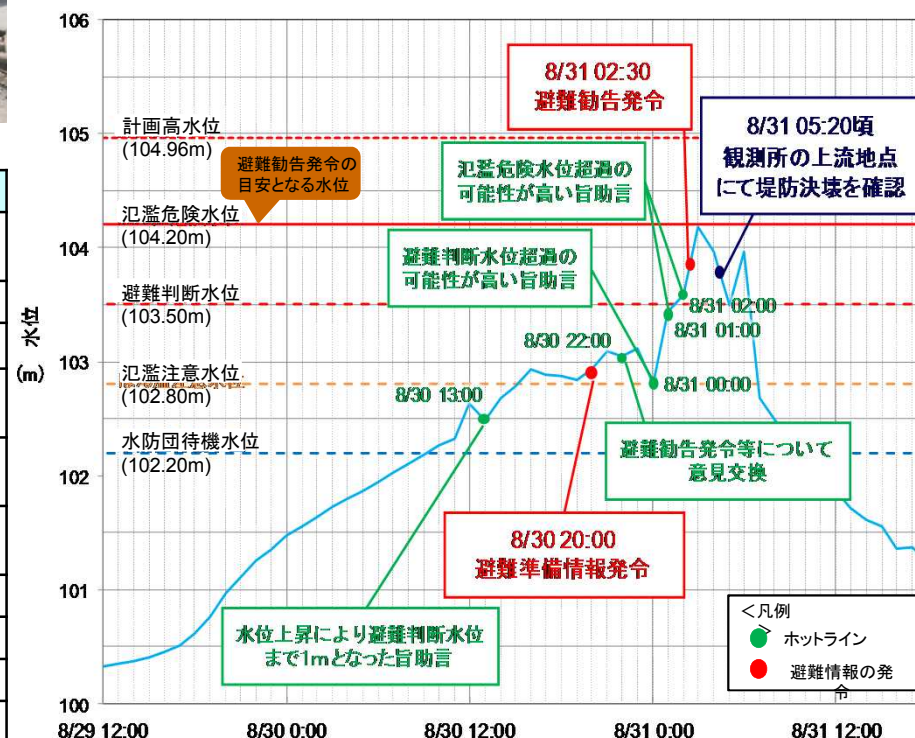


ソーラー発電施設に流木が堆積した様子



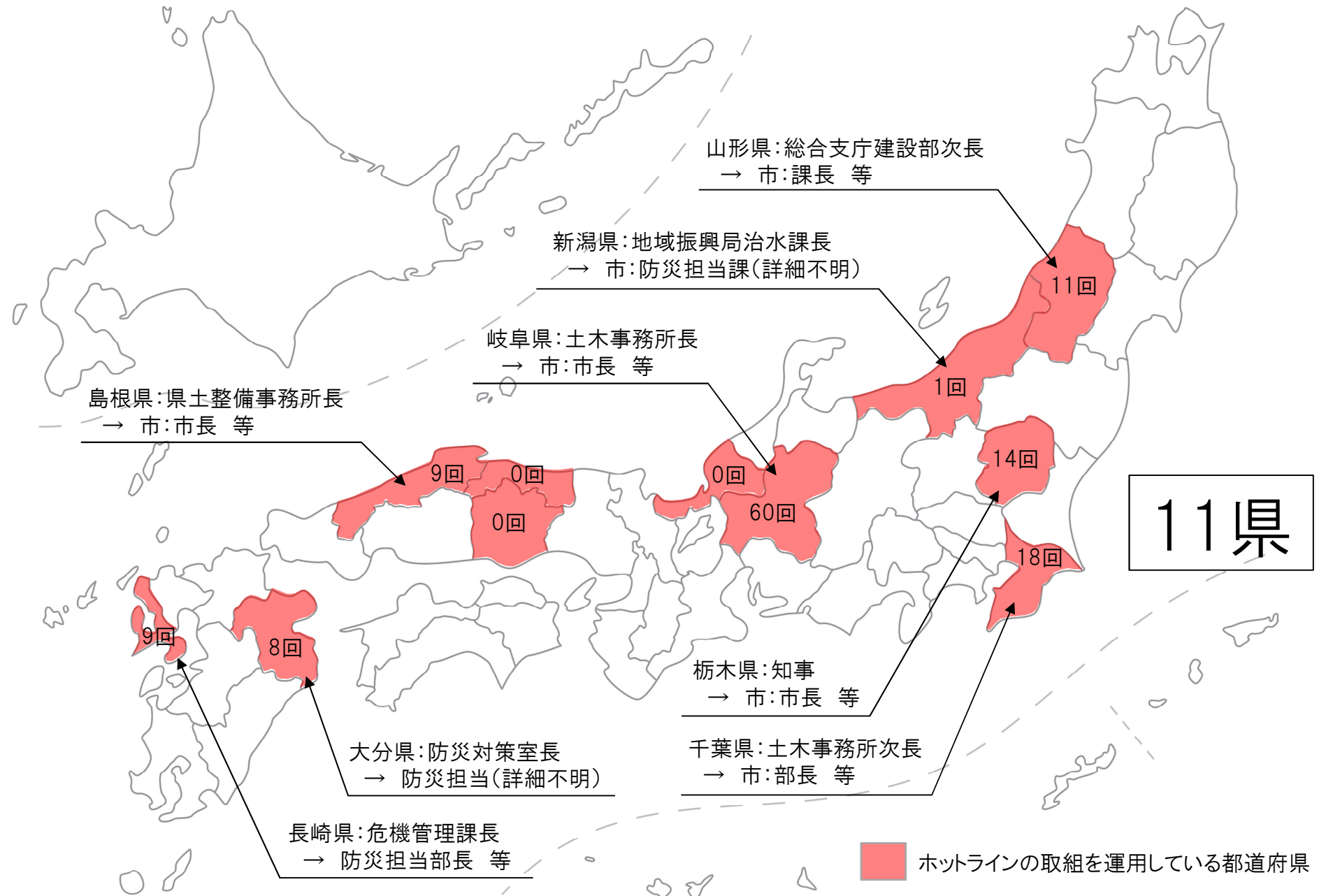
帯広河川事務所から帯広市へのホットライン

第二大川橋観測所における水位とホットライン・避難情報発令のタイミング



日 時	内 容
8月30日 13:00 ホットライン	水位上昇により避難判断水位まで1mとなった旨助言
8月30日 16:00	氾濫注意水位(102.8m)を超過
8月30日 20:00	避難準備情報発令
8月30日 22:00 ホットライン	避難勧告等の発令等について意見交換
8月31日 0:00 ホットライン	避難判断水位超過の可能性が高い旨助言
8月31日 1:00、2:00 ホットライン	氾濫危険水位超過の可能性が高い旨助言
8月31日 2:00	避難判断水位(103.5m)を超過
8月31日 2:30	避難勧告発令
8月31日 2:50	氾濫危険水位(104.2m)を超過
8月31日 5:20頃	第二大川橋観測所の上流地点にて堤防決壊を確認

都道府県におけるホットラインの現状【過去5年間(H24.4～)の回数】



栃木県知事と市町長とのホットライン運用事例

1. 背景

○平成25年度

- ・気象庁が新たに「特別警報」を運用
- ・京都府、滋賀県、福井県に特別警報が発表された豪雨で甚大な被害が発生
- ・全国知事会における危機管理体制の議論

栃木県知事がホットラインの導入を決定

○災害時の早期避難など住民避難の実効性の向上を目的

○平成26年度より運用開始

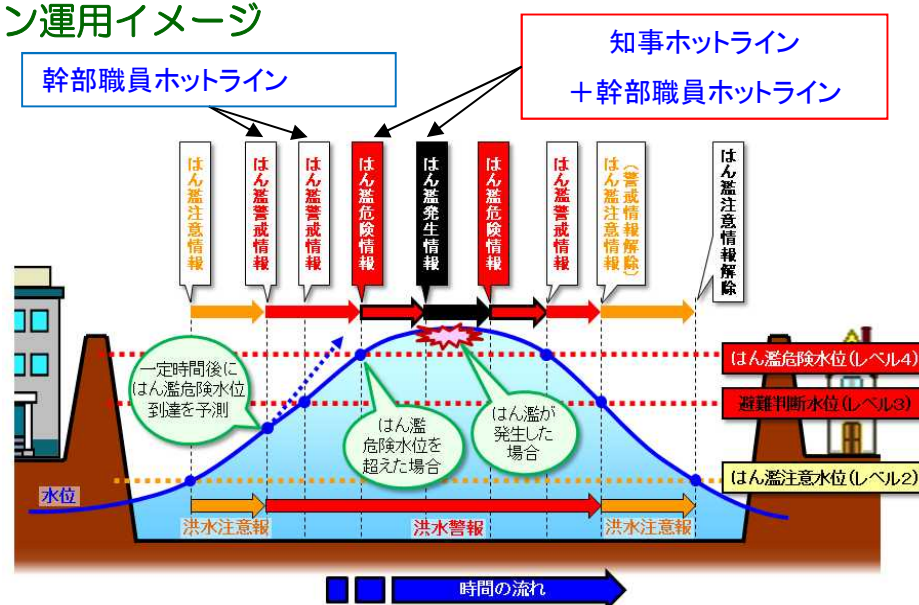
○平成27年9月の関東・東北豪雨で初めて実践

2. 運用方法

ホットライン運用イメージ

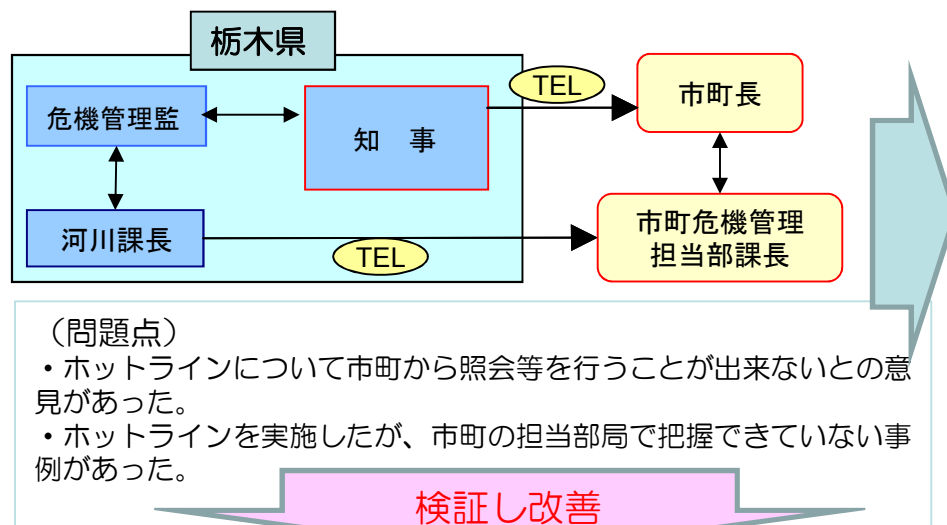
栃木県では、河川の氾濫発生及び氾濫の恐れが高まった場合、知事から関係市町長へ直接連絡を行う「知事ホットライン」を運用。

また、河川の氾濫の恐れがある場合に県担当課長から市町危機管理担当部・課長に状況を伝える「幹部職員ホットライン」を運用。

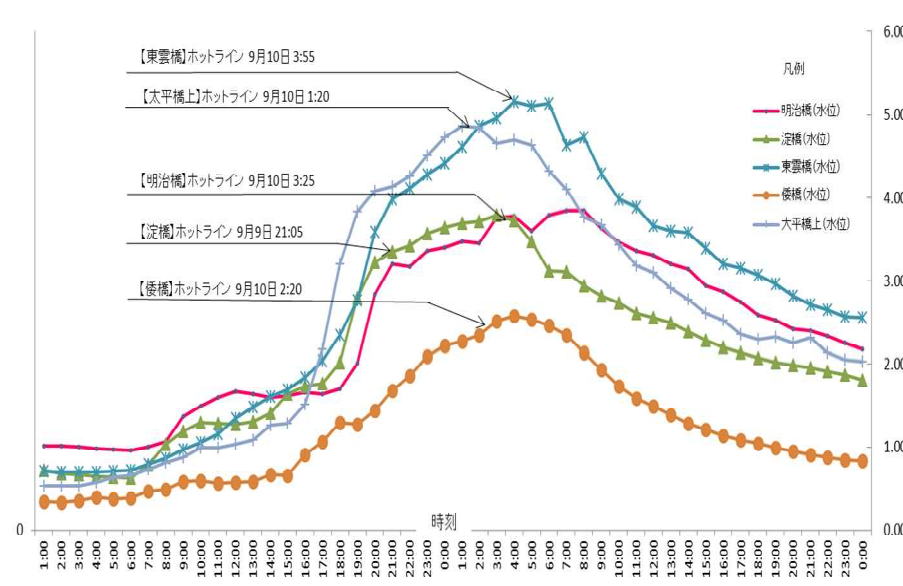
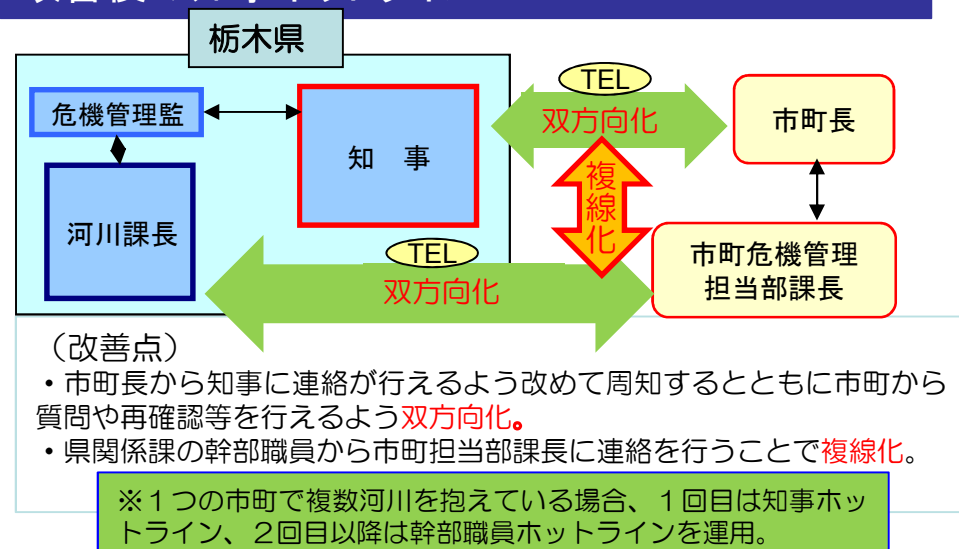


栃木県知事ホットライン実施例

平成27年9月関東・東北豪雨時の知事ホットライン



改善後の知事ホットライン



9月9日19時から9月10日4時までのホットライン実績

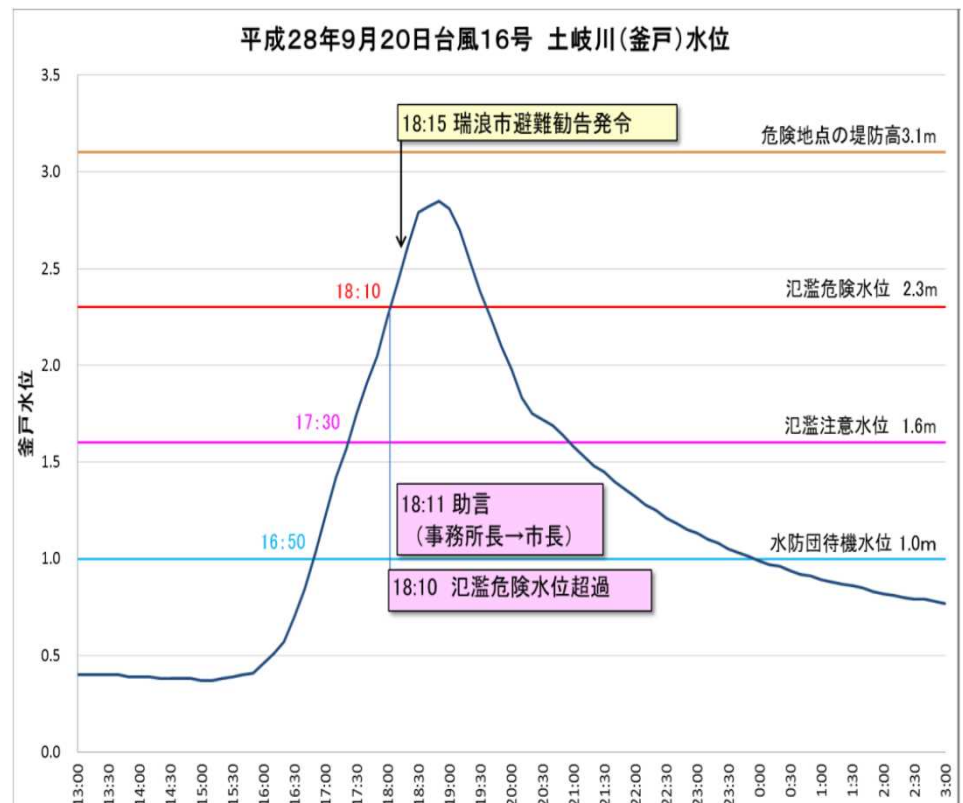
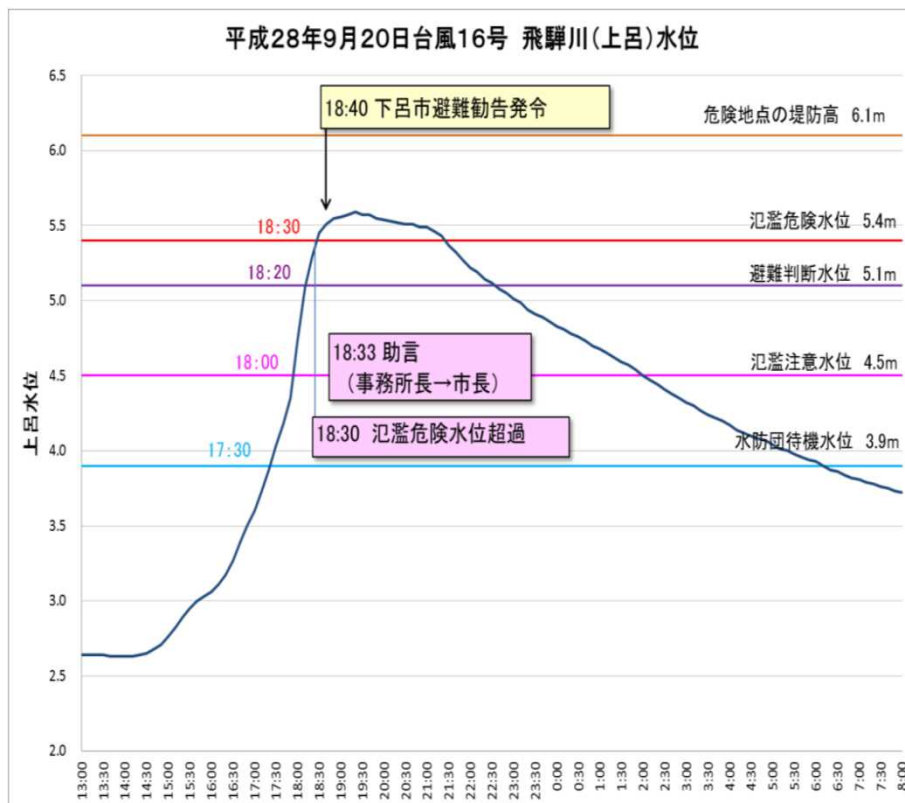
河川名	ホットライン時間	発信者	受信者
姿川 (淀橋水位観測所)	19:20	河川課長	3市
	21:05	知事	3市
田川 (明治橋水位観測所)	21:30	河川課長	3市町
	3:25	知事	3市町
巴波川 (倭橋水位観測所)	21:55	河川課長	3市町
	2:20	知事	3市町
永野川 (太平橋水位観測所)	22:30	河川課長	2市
	1:20	知事	2市
黒川 (東雲橋水位観測所)	1:40	河川課長	1町
	3:55	知事	1町
その他		河川課長	10市町
知 事:延べ12回			
河川課長:延べ22回			

岐阜県におけるホットライン運用事例(H28.9.20台風16号)

■岐阜県水防計画

第3節 執務 (2)⑥

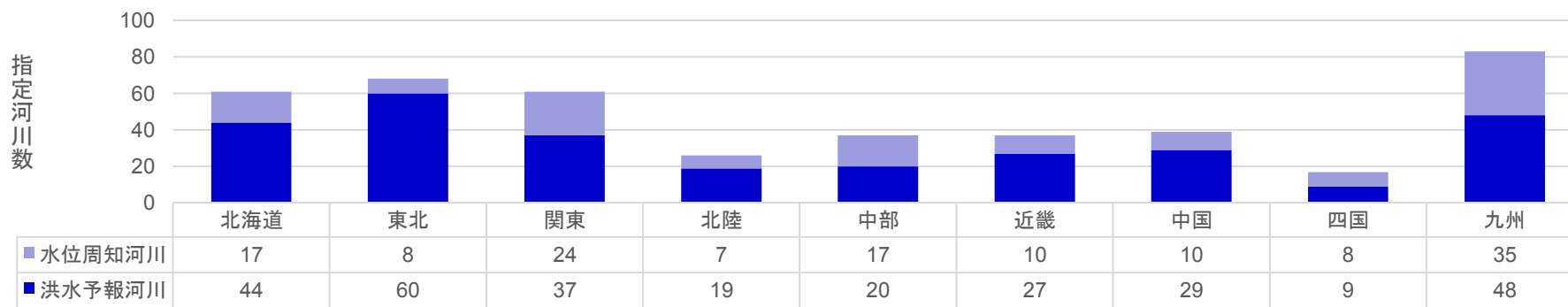
知事が指定した水位周知河川に関して、当該河川の水位が避難判断水位、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に到達したときは、第3章第5節(2)に定めるところにより、速やかに水防対本部、対応水防管理団体へ通報するとともに、岐阜県川の防災情報を活用し、ホームページ等により県民に公表する。



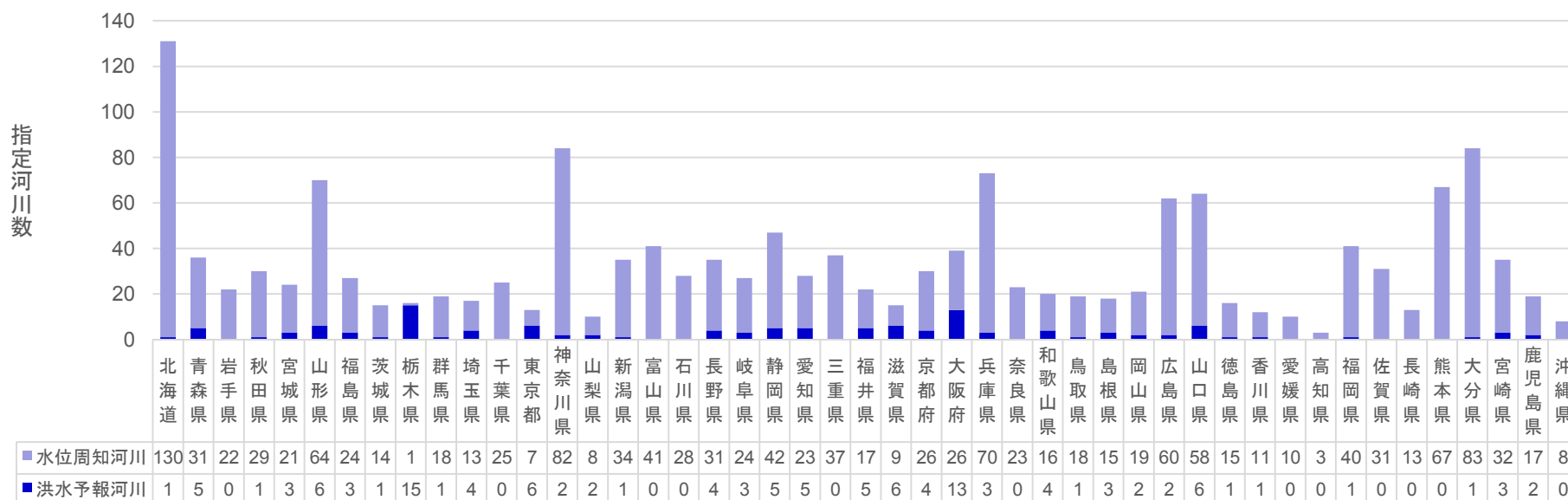
洪水予報河川・水位周知河川の指定状況について

- 洪水予報河川については、直轄で293河川、都道府県で126河川が指定されている。(H28.3.31)
- 水位周知河川については、直轄で136河川、都道府県で1436河川が指定されている。(H28.3.31)

【直轄】洪水予報河川数・水位周知河川数



【都道府県】洪水予報河川数・水位周知河川数



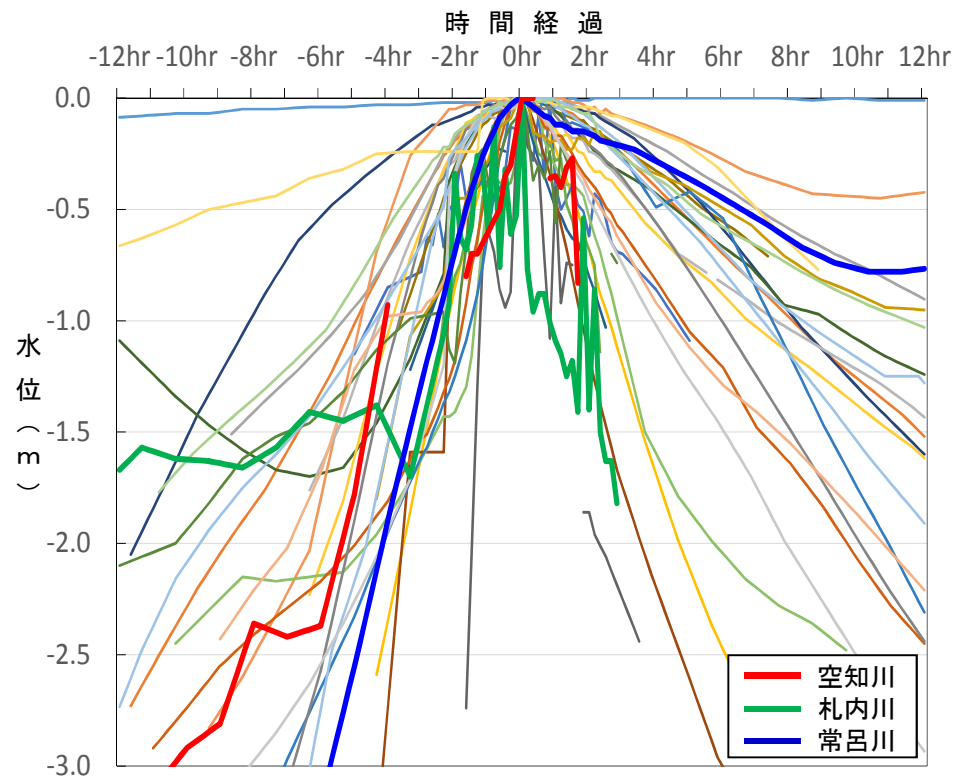
氾濫危険水位等に達した河川のハイドログラフ(北海道・東北)

- 北海道及び東北地方では、平成28年度に国管理の7水系16河川、道県管理の47水系73河川で氾濫危険水位等※を超過。
- ピーク水位前後のハイドログラフを比較すると、**道県管理河川では全体的に急激な水位上昇、水位低下が集中。**

※ 氾濫危険水位を超過した河川、または氾濫危険水位の設定がない河川において越水等により浸水被害が発生した場合

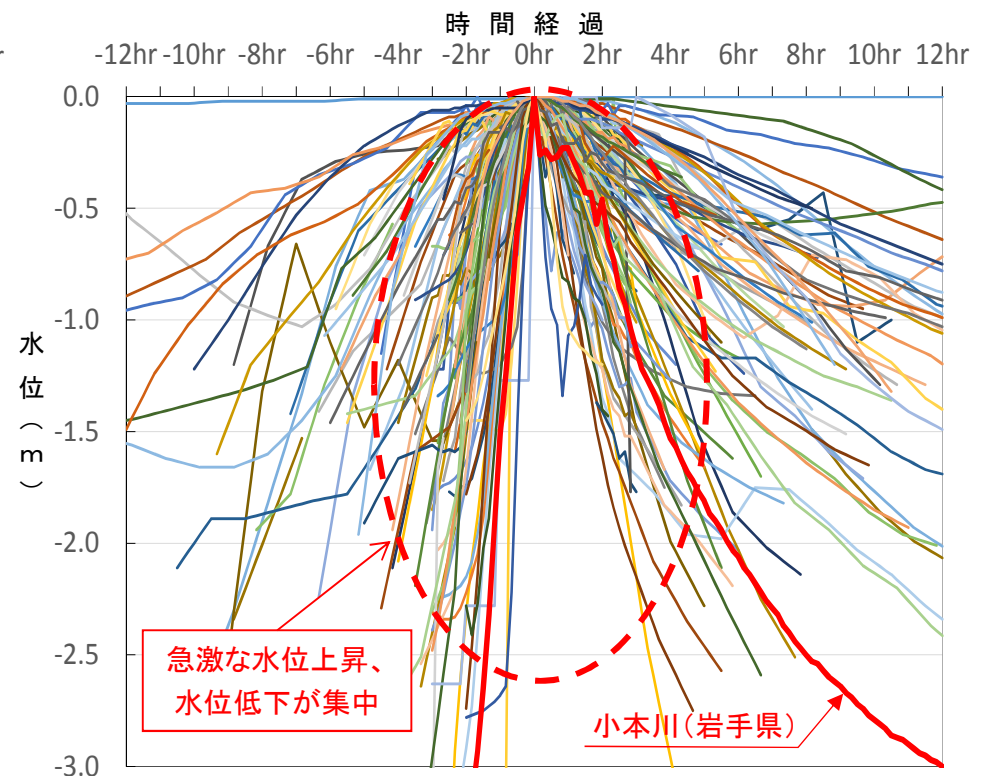
<国管理河川>

- ・7水系16河川で氾濫危険水位等を30回超過



<道県管理河川>

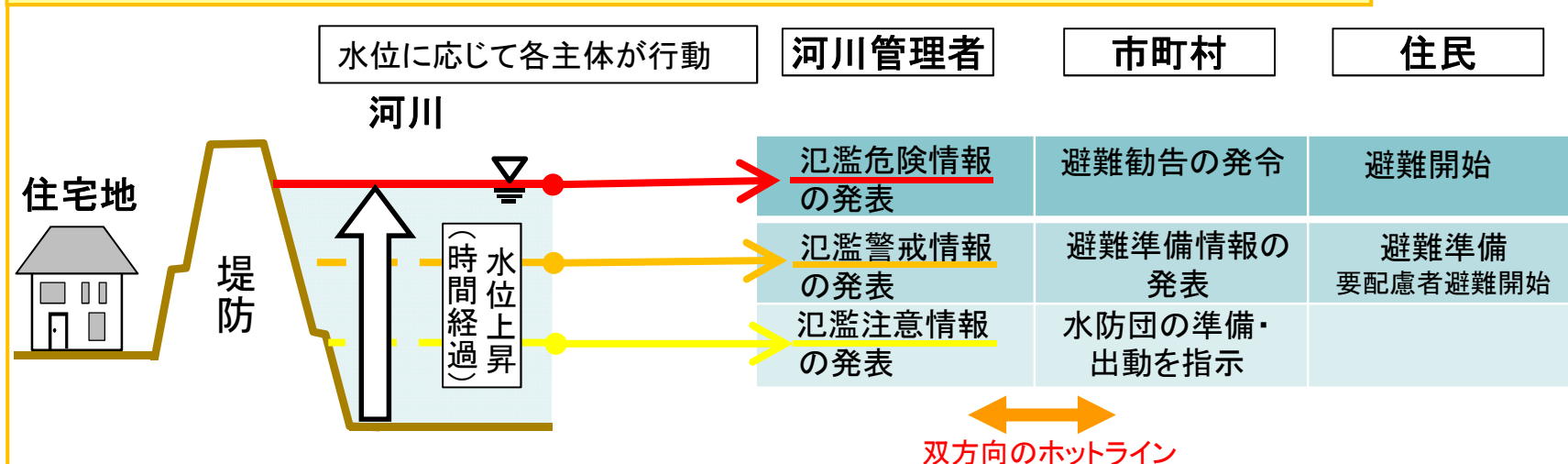
- ・48水系74河川で氾濫危険水位等を106回超過



取組概要

- 国が管理する河川では、関係の市町村長が避難勧告等を適切なタイミングで発令できるよう、「避難勧告等の発令に着目したタイムライン」の策定を推進。避難勧告等の発令までにとるべき行動を、あらかじめ市町村と河川事務所が協力して整理・共有。現在（H28.8末）までに、全国109水系の589市町村で策定済み。
- 洪水時には、避難勧告等を発令する市町村長に河川の状況を的確に把握いただくため、河川事務所から市町村に対して直接河川の状況を提供するホットラインを実施。ホットラインの確実な実施のため、「避難勧告等の発令に着目したタイムライン」にホットラインを位置づけ。

避難勧告等の発令に着目したタイムラインとホットラインのイメージ



今後の取り組み

- 都道府県が管理する河川においても、タイムライン、ホットラインの取り組みが定着するよう調整。
- 効果的にホットラインが活用されるよう、地域の実情に合わせた伝達手法・留意点等を整理したガイドラインを作成し、都道府県に提供。
- 8/24に公表した「タイムライン策定・活用指針（初版）」を周知

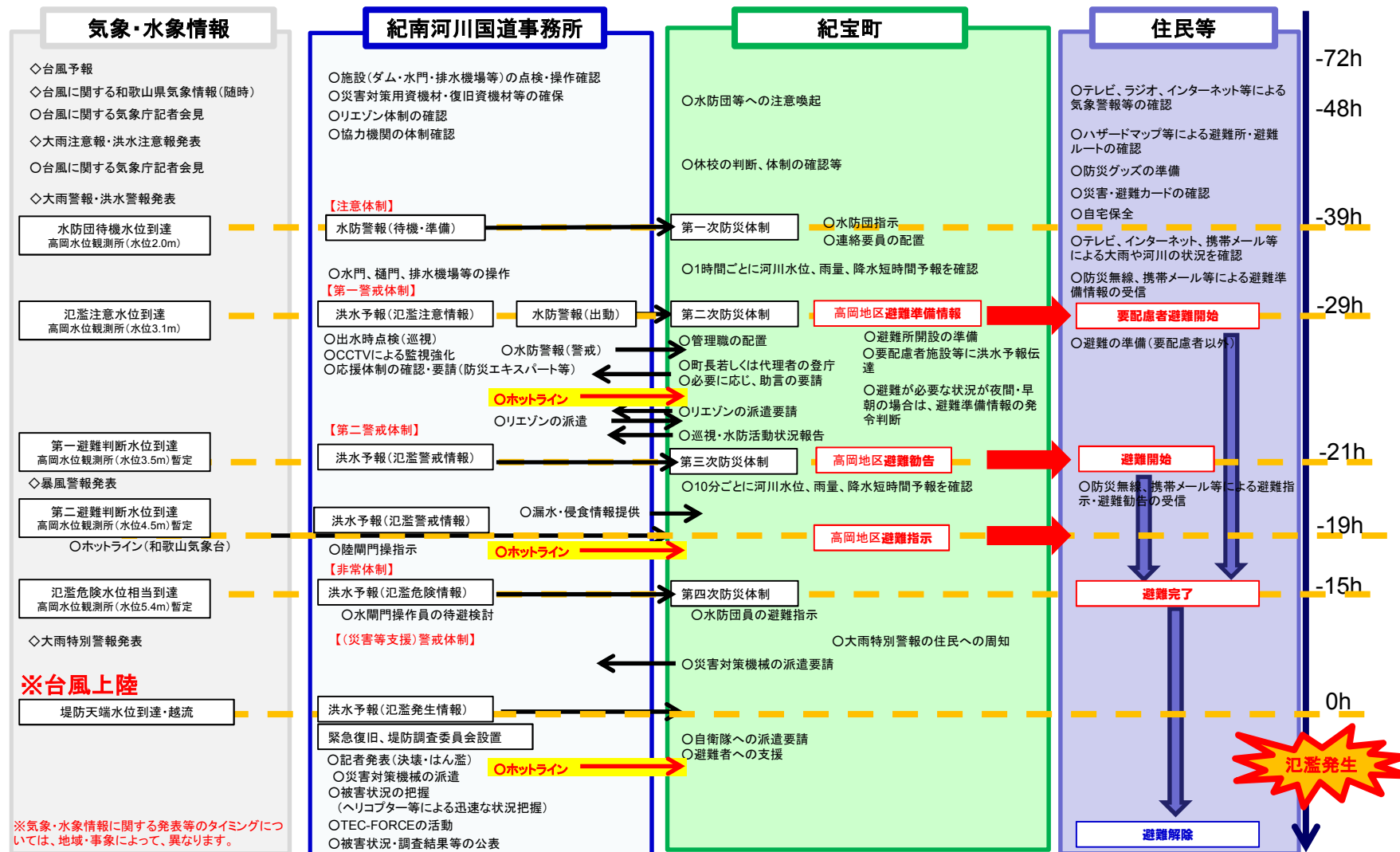
事例

紀宝町と紀南河川国道事務所で策定したタイムライン



※本タイムラインは相野谷川の紀宝町の区間(0k~5.7k付近)を対象としています。

※避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(案)(内閣府:平成26年4月)を参考に作成。また、都道府県からの情報もあるが、割愛している。



関係法令・関係通達（1/5）

水防法

（水位の通報及び公表）

第十二条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項若しくは前条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

（国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条 国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項 に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項 に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

（関係市町村長への通知）

第十三条の四 第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣又は第十一条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項 の規定による避難のための立退きの勧告若しくは指示又は同条第三項 の規定による屋内での待避等の安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

災害対策基本法

（指定行政機関の長等による助言）

第六十一条の二 市町村長は、第六十条第一項の規定により避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は同条第三項の規定により屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事に対し、当該勧告又は指示に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、助言を求められた指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、その所掌事務に関し、必要な助言をするものとする。

河川法

（水防管理団体が行う水防への協力）

第二十二條の二 河川管理者は、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第七条第三項（同法第三十三条第四項 において準用する場合を含む。）に規定する同意をした水防計画（同法第二条第六項 に規定する水防計画をいう。以下この条において同じ。）に河川管理者の協力が必要な事項が定められたときは、当該水防計画に基づき水防管理団体（同法第二条第二項 に規定する水防管理団体をいう。第三十七条の二において同じ。）が行う水防に協力するものとする。

総合的な豪雨災害対策の推進について（提言）

（平成17年4月18日 社会資本整備審議会河川分科会 豪雨災害対策総合政策委員会）

Ⅲ 具体的施策

3 的確な判断・行動を実現するための防災情報の提供の充実

（1）緊急時の防災情報の送り手情報から受け手情報への転換

③ 市町村等への支援体制の確立

避難勧告等の発令にあたり緊急時に市町村長が行う状況判断に役立つよう、各種情報についての解説、今後の見通し等を河川管理者等から直接市町村長に助言する仕組みを構築する。

また、平常時から、河川管理者等は市町村と連携強化を図り、市町村も参画できる防災研修、水防・高潮防災訓練等の充実などサポート体制を整備する。

関係法令・関係通達（2/5）

平常時における関係市町村等との防災情報の共有について

（平成21年4月10日 事務連絡 各地方整備局水災予報センター長、北海道開発局河川情報管理官あて、河川局治水課河川保全企画室長）

平常時における市町村等への情報提供と

わかりやすい洪水予報のあり方（案）

平成 20 年度 河川管理課長会議 WG 報告より

大規模出水時の人的被害を最小限にとどめるためには、市町村長が発令する「避難勧告」及び「避難指示」が、的確に行われる必要がある。市町村長は、河川管理者と気象庁が共同で発表する「洪水予報」を基に判断されているところであるが、刻一刻と変化する河川の状況の中、そのタイミングの遅れが、重大な災害に繋がる恐れがある。

このため、平成17年から、「洪水予報」に加え事務所長から市町村長へ直接、河川の状況を伝える「ホットライン」を開設し、情報の補完を実施している。出水時の限られた時間の中で、電話により的確・確実に河川の状況を伝えるには、「ホットライン」で伝える情報の種類及び沿川の危険箇所、河川特性などの情報を平常時に予め情報提供しておき、水防活動や避難行動に対する互いの役割や支援等の確認作業を積み上げておくことが重要である。

【出水期前】

各市町村長及び防災担当者へ事前に情報を提供しておく。

提示する項目や事例は、目安として参考事例を掲載しており、河川や地域、自治体が必要とする項目に応じて適宜、提供情報を選択し、提供する。

① 設定水位と水位危険度レベルと対応について

事例①

- ・ 水防団待機水位、はん濫注意水位、避難判断水位、はん濫危険水位と各基準水位に対応する水位危険度レベル（1～5）について事前に定義や自治体、住民に求める行動を確認する。

② 危険箇所に対応する基準観測所と水位換算の考え方

事例②

- ・ 基準観測所の受持区間と危険箇所と観測所の水位の関係を説明する
- ・ 市町村毎の危険箇所の水位を示し、危険度の順番を整理し説明する。

③ 想定危険箇所と想定被害

事例②～事例③

- ・ 危険箇所調書を市町村毎に提供。浸水想定区域図にて範囲や地盤高等を確認する。

④ 過去の出水の特徴

事例④

- ・ 危険度がわかるよう、近年におけるピーク水位や被害の大きいものを抽出し、総雨量・被害状況について整理し提供する。
- ・ 当時の最高水位から該当する水位危険度レベルを付して提供する。
- ・ 近年の出水における上流観測所との時間差、水位についても提供
- ・ 大きな被害が発生した台風のコースと被害規模等を提供する。

⑤ 個別対応箇所と水位観測所の関係について

事例⑤

- ・ 過去の浸水実績や近傍水位観測所との換算水位の関係を説明し、水防や避難などの対応について確認する。

⑥ 出水時における情報の種類と連絡のタイミング、手段

事例⑥～事例⑦

- ・ 水防警報と洪水予報、事務所長等→首長等のホットラインを発信する時期と内容について、水位との関係を明確にして説明
- ・ 「市町村向け川の防災情報」や各事務所HPで提供している情報内容や入手方法についても確認しておく。

⑦ 危険箇所想定氾濫図

事例⑧

- ・ 出水時に市町村・事務所が同一の集約された情報でホットライン等を行うため、管内図等に危険箇所想定氾濫域等情報を集約して示す。

関係法令・関係通達（3/5）

【出水時】 →洪水予報とホットラインによる提供

- ・ ホットラインについては、現在の状況および今後の見込みについて洪水予報及び事前提供情報と組み合わせて提供する。
- ・ ホットラインによる情報について提示する項目は、状況により発生すると考えられる項目であり、下記項目を参考に状況に応じて情報を選択し、危険度を適切かつ簡潔に伝達する。
- ・ ホットラインで必要とされる情報については事前に市町村と確認しておく。
- ・ 出水対応時の限られた時間の中で的確に情報を伝える必要があるため伝達時の状況に応じて適時必要な情報を取捨選択する。

○ 現在の水位状況

<ホットライン>

- 現設定の水位危険度レベルを伝える。

○ 今後の水位上昇と降雨状況

<洪水予報>

- ・ 現在と予測水位とを比較し、水位の上昇具合がわかるようグラフで表示。
- ・ 降雨については、どの程度の雨が降り続くのかを記載

<ホットライン>

- 水位変化と今後の見込みについて、説明する。
- 気象台からの降雨の見込みについて、情報提供する（洪水予報参照）。

○ 想定危険箇所と想定被害

<洪水予報>

- ・ 想定危険箇所について、はん濫形態や流域の状況により記載範囲の有効性が異なるため、市町村までか、地区名（大字名）までかは各地整で選択できるよう配慮する。

<ホットライン>

- 想定被害については、ホットラインで説明。（適宜）
- リアルタイムでははん濫シミュレーションが可能である場合は、結果を報告する。（適宜）

○ 類似した過去の出水

<ホットライン>

- 降雨状況と水位の上昇勾配により、相当する過去の著名洪水の情報を提供。危険度のイメージにつながる。（適宜）<出水履歴検索システムの開発>
- 台風時については、接近の前に気象台等の進路予測からコースが類似する過去の台風を抽出し、その台風における被災状況、降雨状況の情報提供を行う事で市町村に対し注意喚起する。（適宜）<事前提供情報を活用>

○ 上下流の状況（水防団活動など）

<ホットライン>

- ダムからの放流の影響と今後の放流見込みなどの情報を伝える。（適宜）
- 被災情報や排水ポンプ場・ポンプ車の運転状況、水防団活動など、周辺地域の状況が当該地区に影響がある場合は、情報提供する。（適宜）
- 感潮区間においては、干潮・満潮の時刻を参考に水位へのおおよその影響を説明する。（適宜）

関係法令・関係通達（4/5）

洪水時における情報提供の充実について

（平成26年4月8日 国水環第2号 北海道開発局長、各地方整備局長、沖縄総合事務局
長あて 国土交通省水管理・国土保全局長）

国 水 環 第 2 号
平成26年 4 月 8 日

各都道府県知事 あて

国土交通省水管理・国土保全局長

洪水時における情報提供の充実について

平成25年6月に災害対策基本法が改正され、市町村長が避難勧告の発令等の判断に際し、指定行政機関の長や都道府県知事等に助言を求めることができることとなり、この場合において、助言を求められた指定行政機関の長や都道府県知事等は、その所掌事務に関し、必要な助言を行うこととなりました。

また、同改正により、避難行動として、避難場所への立ち退き避難に加え、屋内での待避等の安全確保措置が位置づけられたことから、避難に要する時間も大きく短縮されることが期待されます。

このような背景を踏まえ、市町村長が行う避難勧告等の円滑な発令等に資するよう、下記の措置を講じることとしたので、必要に応じて市町村長と十分調整を図った上で、適切に対応して頂きたいといたします。

記

1. 危険箇所等の提供

市町村長による適切かつ円滑な避難勧告の発令等に資するため、以下の情報について、毎年度出水期前に関係市町村長に提供されたい。

- ①沿川市町村ごと及び氾濫ブロックごとの危険箇所及び危険水位
- ②当該危険箇所ごとの氾濫想定地点別浸水想定区域

2. 浸透・侵食に関する監視の強化等

従前は、洪水予報等により、氾濫の危険性に関する情報として水位に関する情報を提供してきたところであるが、平成24年7月の九州北部豪雨に伴う矢部川の決壊等を踏まえ、以下の措置を講じることにより、浸透・侵食に関する監視の強化を図るとともに必要な情報を関係市町村長等に提供されたい。

- ① 水位や洪水継続時間等の情報を基に洪水時における浸透・侵食に関する危険性を評価する指標を河川区間ごとに設定すること。
- ② 当該指標に基づき浸透・侵食による氾濫の危険性が高まったと判断される場合等には、関係市町村長、水防管理者、水防団等に対しその旨を情報提供するとともに、必要な区間について浸透・侵食に関する監視の強化を水防団等に要請すること。
- ③ 水防団等による浸透・侵食の監視を強化するため、巡視箇所の重点化等の措置を講じること。

3. 氾濫危険水位等の位置付け等の見直し

災害対策基本法の改正等を踏まえ、避難行動等との関係の観点から、「洪水等に関する防災情報体系の見直しについて」（平成18年10月1日付国河情第3号）で通知した水位の位置付け等について、以下のとおり変更する。

なお、この変更に伴い、氾濫危険水位（危険水位）、避難判断水位、特別警戒水位の設定方法についても一部見直す必要が生じるが、これについては別途通知する。

(1) 氾濫危険水位

- ① 水位の位置付け
 - ・市町村長の避難勧告等の発令判断の目安
 - ・住民の避難判断の参考

② 考え方

従前は避難に比較的時間を必要とすることが想定されたため、避難判断水位を市町村長の避難勧告又は避難指示の発令判断の目安としていたところであるが、避難勧告等の対象とする避難行動は「数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から命を守るための行動」であること、災害対策基本法の改正により避難に要する時間の短縮が予想されること、浸透・侵食に関する監視を強化すること等を踏まえ、「洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の恐れがある水位」である氾濫危険水位を市町村長の避難勧告等の発令判断の目安として位置付けることとする。

なお、氾濫危険水位の位置付けの変更を踏まえ、現在の避難判断水位の設定根拠となっている避難等に要する時間や水位上昇速度等について、最近の流域市町村における避難実績や必要に応じた市町村からのヒアリング、当該水位設定以降の主要洪水等を考慮した検証を行い、必要に応じて氾濫危険水位（危険水位）の見直しを図られたい。

(2) 避難判断水位

- ① 水位の位置付け
 - ・市町村長の避難準備情報の発表判断の目安
 - ・住民の氾濫に関する情報への注意喚起

関係法令・関係通達（5/5）

② 考え方

氾濫危険水位を避難勧告等の発令の目安としたことに伴い、避難判断水位は避難準備情報発表の目安として位置付けることとする。

なお、避難準備情報の発表により避難場所の開設等が行われることとなるため、必要に応じて市町村からヒアリング等を実施し、避難判断水位から氾濫危険水位まで水位が上昇する間に、避難場所の開設等の必要な作業が実施可能かどうかについて検証し、必要に応じて避難判断水位の設定を見直しを図られたい。

(3) 氾濫注意水位

① 水位の位置付け

- ・ 水防団の出動の目安

② 考え方

水防団が巡視等を適切に行うためには、氾濫注意水位程度で出動する必要がある。

(4) 水防団待機水位

変更なし

(5) 水防法第13条第1項の規定に基づく特別警戒水位との関係

水位周知河川における特別警戒水位は避難勧告等の発令の目安であることから、従来は、特別警戒水位は洪水予報河川における避難判断水位に相当するものとしていたところであるが、水位の位置付けの変更に伴い、特別警戒水位は洪水予報河川における氾濫危険水位に相当することとなる。

4. 実施の時期

本通知に基づく措置については、市町村等に十分に周知徹底を図った後、平成27年4月からを目途に実施することとするので、遺漏無きよう準備されたい。

ただし、平成26年度において先行的に実施することを妨げるものではない。